

できれば、労働者保護および MRI を使用した医療処置・特定の産業活動に対する影響について、よりよい評価が可能になると期待される。また、電磁放射線が健康に与える影響に関して、指令の採択時には入手できなかった最新の科学的所見に照らして、指令の規定を更新することも可能になる。

2) 利害関係者との協議および影響分析

• 利害関係者との協議

協議方法、対象となる主な部門、対象者の一般的なプロフィール

2003年7月22日の就労中の安全・衛生・保健に関する諮問委員会の設置に関する欧州理事会決定にもとづいた、就労中の安全・衛生・保健に関する諮問委員会の協議。賛同する意見が出された。

常任代表に対する書簡という形での、加盟各国の国内当局との協議

この分野の科学の専門家との協議、および欧州委員会との二者協議における国際非電離放射線防護委員会との協議

指令の規定そのものを改正するのではなく、国内実施の期限のみを変更するというこの提案の性質を鑑み、また、欧州委員会の法務局および事務局長との協議をへて、EC 条約第138条に準じた欧州レベルでの各社会的パートナーとの協議は、必要ないという決定に至った。

寄せられた回答のまとめ

就労中の安全・衛生・保健に関する諮問委員会の27加盟国の社会的パートナーおよび政府代表は、2007年6月21日の全体会議において、MRI問題について欧州委員会を補佐する役割を負う電磁放射線作業班が提示した見解を了承した。同諮問委員会は、あらゆる分類の労働者に対する全般的な解決策と、指令を国内法規に移行する期限の延期に賛同する見解を示した。静磁場および静磁場が発生する電流への曝露についての解釈を明確にするにはさらに時間が必要であり、ICNIRPが新しい勧告を最終的に発表するのにも時間を要する。移行期限の延期は、曝露レベルが統一欧州基準によって評価・計算できることも意味している。この統一基準は2008年春をめどにCenelecが取りまとめ中である。

欧州委員会を送付した書簡への回答の中で、加盟各国は、指令の現行の規定を医療分野に適用する問題への懸念を認め、移行期限を延長して、その期間中に欧州委員会が、労働者

の健康保護を確保しながら MRI の維持・開発ができるような改定案を提示することに賛同した。

科学専門家および ICNIRP との協議により、指令で規定された一部の限界値は、新しい科学的所見に照らして制限の度合いが強すぎ、磁気共鳴機器および特定の工業的手順の使用に悪影響を及ぼすという見解が追認された。また、同指令の基盤となっている ICNIRP の勧告は現在再検証が行われていること、新しい勧告および WHO 電磁放射線に関する環境健康基準の最新版が 2008 年末までに明らかになることも、この協議の期間中に明らかになった。

- 専門知識の収集および活用

欧州委員会は、電磁放射線の健康への影響に関する世界レベルの科学専門家と協議した。また、英国政府が MRI 機器周辺の電磁場を評価するために実施した調査の結果、およびオランダ保健委員会の意見も考慮した。その結果が、指令の移行期限を延長する勧告である。欧州委員会も医療スタッフの曝露レベルと、医療用 MRI に使用される手順への影響を判定する調査を立ち上げている。その結果は、2008 年初めを予定している。

- 影響評価

オプション 1：今の段階では何もしない。すなわち、決められた期限までに同指令を国内法に移行し実施することが加盟国の義務であり、MRI を使用する医療サービスの継続に深刻な影響を与える危険性が生じる。一部の産業活動も悪影響を受ける可能性がある。

オプション 2：移行の期限を延長しても、MRI の使用やその他の産業活動に不当な妨げとはならない。一方、電磁場のある環境で働く労働者の曝露限界値が、科学界で再検証されつつある。延期は同指令、特にその中に含まれる限界値が、新しい科学的所見に照らして更新されるのに十分な時間を与えることになり、労働者の高レベルでの保護と産業活動の継続性の両方を保障することが可能になる。

提案されている改正は、2008 年 4 月 30 日までに同指令を移行するという加盟国の義務にのみ影響する。企業に今以上の義務を課すものではない。

その性質を鑑み、この提案は、より詳細な影響評価の対象とされていない。

3) 提案の法的要素

- 提案されている対策のまとめ

この提案は、指令 2004/40/EC の第 13 条(1) を改定して、移行期限を 2012 年 4 月 30 日まで延長しようとするものである。

- 法的根拠

EC 条約 第 137 条(2)

- 補完性原則

この提案が、就労中の労働者の健康と安全の保護という欧州共同体の専属管轄を受けない分野に関係する限りにおいて、補完性原則が該当する。

指令の規定は国家レベルでは改定・廃止できないため、この提案の目的は加盟各国では十分には達成できない。

この提案が、効力のある共同体法の改定であり、これは加盟各国自身によってはなされえないため、この提案の目的は共同体アクションのみによってでは達成できない。

補完性原則は、この提案が既存の共同体規定を改定する限り、尊重されている。

- つりあいの原則

この提案は以下の理由から、つりあいの原則に準拠している。

この提案は、特に MRI の使用に対する影響を分析するのに必要な時間を与え、新しい科学的知見に沿った改正を目的として、指令の移行期限を 2012 年 4 月 30 日に延長することによりのみ限定されている。

- 法的手段の選択

提案する法的手段：指令

その他の法的手段は適切ではない。これは指令の改定であるため、唯一の方法は新しい指令の採択である。

4) 予算的なかかわり

この提案は、共同体予算に対して何らのかかわりも持たない。

5) 付加情報

• 簡易化

この提案は法的枠組みを簡易化するものではない。単に指令 2004/40/EC の移行期限を 2012 年 4 月 30 日まで延長しようとするものである。

• 既存の法規の破棄

この提案の採択は、既存の法規の破棄を必要としない。

• 欧州経済地域

この法的手段案は、欧州経済地域 (EEA) 協定の対象に関わっており、したがって、拡大して EEA を網羅できるようにしなければならない。

• 提案の章・条ごとの詳細な説明

この提案は、指令 2004/40/EC の移行期限を 2012 年 4 月 30 日に改定するものである。同指令の規定の国内法移行に与えられるこの追加の 4 年間は、同指令が定める曝露限界値が磁気共鳴映像法を使用する医療手順の継続性に過度の影響を与えかねない、という懸念の表明 (一部は裏付けされている) によって、また、電磁放射線の健康影響に対する最新の科学的研究 (同指令の限界値および規定が根拠としている) を評価する十分な時間を科学界に与える必要性とによって、正当化される。

提案の第 1 条は、指令 2004/40/EC の第 13 条(1)「各国法への移行」を改定する。

物理的要因（電磁場）に起因するリスクへの労働者の曝露についての健康および安全の最低要求事項に関する指令 2004/40/EC（指令 89/391/EEC の 16 条(1)の意味での第 18 個別指令）を改定する欧州議会・理事会指令の提案

欧州議会および欧州連合理事会は、

欧州共同体を設立する条約、特にその第 137 条(2)を考慮し、

欧州委員会からの提案を考慮し³、

欧州経済社会委員会の意見を考慮し⁴、

地域委員会の意見を考慮し⁵、

同条約第 251 条⁶で規定された手続きに従い行動して、

以下の理由からこの指令を採択した。

- (1) 欧州議会および欧州理事会指令 2004/40/EC⁷は、電磁場への曝露から生じるリスクから労働者を保護するための、健康および安全の最低要求事項を定めている。同指令の第 13 条(1)は、各国政府が同指令を順守するために必要な法律・規則・行政規定を、2008 年 4 月 30 日までに実施することを定めている。
- (2) 指令 2004/40/EC は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の勧告をもとに、対策値と限界値を定めている。指令が採択された後に公表された電磁放射線への曝露の健康への影響に関する新しい科学的研究が、欧州議会・欧州理事会・欧州委員会の注目するところとなった。これら科学的研究の結果は、現在、ICNIRP が行っている勧告の見直し作業の一環として、検証中である。また、世界保健機構も、環境健康基準の見直しの一環としてこれを検証中である。これら機関の新しい勧告は 2008 年末に公開される予定であり、対策値・限界値の大幅な改定につながりうる要素を含む公算が強い。

³ 欧州官報 C

⁴ 欧州官報 C

⁵ 欧州官報 C

⁶ 欧州官報 C

⁷ 欧州官報 L184,24.5.2004, 23 頁

- (3) これを踏まえて、指令 2004/40/EC の実施が医用画像法にもとづく医療手順の利用や特定の産業活動に与える影響が、徹底的に再考されなければならない。医用画像法に関する状況を直接的かつ定量的に評価する調査が、欧州委員会により開始されている。したがって、2008 年初めに予定されているこの調査結果は、労働者の健康へのリスクの防止と当該医療技術の有効利用から得られる恩恵との間のバランスを確保するため、加盟各国による同様の調査の結果とともに、了承されるべきである。
- (4) 指令の第 3 条(3)は、労働者の電磁界への曝露の評価・測定・計算は、欧州電気標準化委員会 (Cenelec) の統一欧州基準に準拠するものと定めている。2008 年に予定されているこの統一基準は、指令のスムーズな適用に不可欠であり、考慮すべきものである。
- (5) この新しい情報を入手・解析し、新しい指令案を作成・採択するのに必要な時間を確保するため、指令 2004/40/EC の実施期限を 4 年間延期することが正当と考えられる。

以下の指令が採択された。

第 1 条

指令 2004/40/EC の第 13 条(1)を、以下のように改定する。

「1. 加盟各国は、遅くとも 2012 年 4 月 30 日までに、この指令を実施するために必要な法律、規則、および管理規定を施行しなければならない。加盟各国は、施行後ただちに、これを欧州委員会に通知しなければならない。」

加盟各国がこれらの規定を採択する際には、この指令への参照指示を含むか、またはそれらを公式の刊行物とする際には、同様の参照指示を添付しなければならない。この参照指示をどのように行うかは、加盟各国が決定すること。」

第 2 条

この指令は、欧州連合官報 (Official Journal of European Union) の発行日に、発効するものとする。

第 3 条

この指令は、加盟各国を対象とする。

ブリュッセルにて

欧州議会を代表して議長

欧州理事会を代表して議長

資料 D

職場における健康・安全の保護に関する

2007年8月3日法律第123号第1条の施行

(2008年4月9日付け立法令第81号)

(イタリア)

職場における健康・安全の保護に関する2007年8月3日法律第123号第1条の施行

第I章 一般原則

第1節 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 適用分野
- 第4条 労働者の算定

第2節 制度システム

- 第5条 労働における健康・安全に関する改善政策の方針と評価、ならびに監視活動の全国的調整のための委員会
- 第6条 労働における健康・安全のための常時審議委員会
- 第7条 州調整委員会
- 第8条 職場における労災防止のための全国情報システム
- 第9条 職場における健康・安全に関する所轄公的法人
- 第10条 職場における健康・安全に関する情報および支援
- 第11条 推進活動
- 第12条 相談
- 第13条 監視
- 第14条 不法労働の訴訟と労働者の健康・安全保護に関する規定

第3節 職場における労災防止の管理

第1款 保護対策と義務

- 第15条 一般保護対策
- 第16条 機能の委任
- 第17条 委任不可能な事業者の義務
- 第18条 事業者および管理職の義務
- 第19条 担当責任者の義務
- 第20条 労働者の義務
- 第21条 民法第230条の2による家族企業構成員に関する規定
- 第22条 設計者の義務
- 第23条 製造業者および納入業者の義務
- 第24条 各製造業者から派遣された取り付け業者の義務
- 第25条 管轄医師の義務
- 第26条 入札契約または工事契約または管理契約に関する義務
- 第27条 企業および自営業者の資格認定システム

第2款 リスク評価

- 第28条 リスク評価の対象
- 第29条 リスク評価の実施方法
- 第30条 組織および管理モデル

第3款 防止および保護サービス

- 第 31条 防止および保護サービス
- 第 32条 防止および内部・外部保護サービスの担当者・責任者の専門能力と資格
- 第 33条 防止および保護サービスの役割
- 第 34条 リスクの防止および保護に関する事業者の直接的行為
- 第 35条 定期集会

第4款 教育、情報、トレーニング

- 第 36条 労働者への情報
- 第 37条 労働者およびその代表者の教育

第5款 衛生監視

- 第 38条 管轄医師の職権および資格
- 第 39条 管轄医師の実施活動
- 第 40条 国家厚生サービスと管轄医師との関係
- 第 41条 衛生監視
- 第 42条 特定職務に対する不適合の場合の措置

第6款 緊急事態の管理

- 第 43条 総則
- 第 44条 重大かつ急迫した危険がある場合における労働者の権利
- 第 45条 応急手当
- 第 46条 火災防止

第7款 労働者代表の協議および参加

- 第 47条 安全に関する労働者代表
- 第 48条 地域安全に関する労働者代表
- 第 49条 生産現場安全に関する労働者代表
- 第 50条 安全に関する労働者代表の権限
- 第 51条 同等の組織
- 第 52条 中小企業、地域安全のための労働者代表、同等組織への支援

第8款 事故および職業病に関する管理技術的資料文書および統計

- 第 53条 資料文書の保護
- 第 54条 資料文書の伝達および通信

第4節 罰則

第1款 制裁

- 第 55条 事業者および管理職に対する制裁
- 第 57条 設計者、製造者、納入業者、および取り付け業者に対する制裁
- 第 58条 管轄医師に対する制裁
- 第 59条 労働者に対する制裁
- 第 60条 家族企業構成員、自営業者、小企業事業者、農業分野の単独経営企業に対する制裁

第2款 刑事訴訟に関する規定

第61条 被災者の権利行使

第II章 職場

第1節 総則

- 第62条 定義
- 第63条 健康・安全の条件
- 第64条 事業者の義務
- 第65条 地下または半地下の現場
- 第66条 汚染が疑われる環境における労働
- 第67条 地域の所轄監督機関への通達

第2節 制裁

第68条 事業者に対する制裁

第III章 作業用具および個人防護具の使用

第1節 作業用具の使用

- 第69条 定義
- 第70条 安全の条件
- 第71条 事業者の義務
- 第72条 借受者と貸与者の義務
- 第73条 情報および教育

第2節 個人防護具の使用

- 第74条 定義
- 第75条 使用の義務
- 第76条 個人防護具の条件
- 第77条 事業者の義務
- 第78条 労働者の義務
- 第79条 識別および使用の基準

第3節 電気設備および機器

- 第80条 事業者の義務
- 第81条 安全の条件
- 第82条 電圧下の作業
- 第83条 作動中の部品周辺における作業
- 第84条 落雷からの保護
- 第85条 建造物、設備構造、用具の保護
- 第86条 検証
- 第87条 事業者に対する制裁

第IV章 臨時または移動可能な工事現場

第1節 臨時または移動可能な工事現場における健康・安全対策

- 第 88条 適用分野
- 第 89条 定義
- 第 90条 発注者または工事責任者の義務
- 第 91条 設計コーディネーターの義務
- 第 92条 工事実施コーディネーターの義務
- 第 93条 工事発注者および責任者の責任
- 第 94条 自営業者の義務
- 第 95条 一般保護対策
- 第 96条 事業者、管理職、担当責任者の義務
- 第 97条 請負企業事業者の義務
- 第 98条 工事実施コーディネーターの設計に関するコーディネーターの専門資格
- 第 99条 準備段階での通達
- 第 100条 安全・調整計画
- 第 101条 伝達の義務
- 第 102条 安全に関する代表者の協議
- 第 103条 騒音放射レベルの予測方法
- 第 104条 特別義務の施行方法

第2節 建築工事および高所作業での事故防止に関する法規

第1款 適用分野

- 第 105条 対象となる活動
- 第 106条 除外する活動
- 第 107条 定義

第2款 一般的な規定

- 第 108条 工事現場の道路整備
- 第 109条 工事現場の囲い
- 第 110条 運搬現場
- 第 111条 高所作業で用具を使用する際の事業者の義務
- 第 112条 仮設工事の適合性
- 第 113条 階段
- 第 114条 作業現場の保護
- 第 115条 高所からの落下に対する保護システム
- 第 116条 ケーブル線によるアクセス・設置システムの使用に関する事業者の義務
- 第 117条 作動中の部品周辺での作業

第3款 穴掘りおよび基礎工事

- 第 118条 動土および築土
- 第 119条 井戸、穴掘り、地下道
- 第 120条 穴掘り工事周辺の材料倉庫
- 第 121条 穴中におけるガスの存在

第4款 木製の栈橋および足場

- 第 122条 栈橋および仮設工事
- 第 123条 仮設工事の組立ておよび解体
- 第 124条 足場上の材料倉庫
- 第 125条 踏み台の配置
- 第 126条 欄干
- 第 127条 跳ね橋
- 第 128条 橋下部
- 第 129条 セメントによるコンクリート工事における足場
- 第 130条 タラップおよび足場板

第 5 款 固定栈橋

- 第 131条 建築および使用の認可
- 第 132条 技術報告
- 第 133条 設計
- 第 134条 資料文書
- 第 135条 製造者の商標
- 第 136条 組立ておよび解体
- 第 137条 メンテナンスおよび検査
- 第 138条 特別法規

第 6 款 可動栈橋

- 第 139条 支柱のある橋
- 第 140条 組立て車輪上の橋

第 7 款 建築工事

- 第 141条 特殊構造
- 第 142条 アーチ、円天井などの建設
- 第 143条 鉄骨および型枠の設置
- 第 144条 鉄骨の強度
- 第 145条 鉄骨の解除
- 第 146条 開口部の保護
- 第 147条 壁面取り付けの階段
- 第 148条 特殊工事
- 第 149条 排水設備およびコンテナ

第 8 款 解体

- 第 150条 構造補強
- 第 151条 解体命令
- 第 152条 安全対策
- 第 153条 解体材料の収集
- 第 154条 解体区画の閉鎖
- 第 155条 倒壊による解体
- 第 156条 検証

第 3 節 制裁

- 第 157条 工事の発注者および責任者に対する制裁
- 第 158条 コーディネーターに対する制裁
- 第 159条 事業者、管理職、担当責任者に対する制裁
- 第 160条 労働者に対する制裁

第 V 章 労働における健康・安全の表示

第 1 節 総則

- 第 161条 適用分野
- 第 162条 定義
- 第 163条 事業者の義務
- 第 164条 情報および教育

第 2 節 制裁

- 第 165条 事業者および管理職に対する制裁
- 第 166条 担当責任者に対する制裁

第 VI 章 積荷の手動運搬

第 1 節 総則

- 第 167条 適用分野
- 第 168条 事業者の義務
- 第 169条 情報、教育、トレーニング

第 2 節 制裁

- 第 170条 事業者および管理職に対する制裁
- 第 171条 担当責任者に対する制裁

第 VII 章 ビデオ末端を完備した装置

第 1 節 総則

- 第 172条 適用分野
- 第 173条 定義

第 2 節 事業者、管理職、担当責任者の義務

- 第 174条 事業者の義務
- 第 175条 毎日の休憩
- 第 176条 衛生管理
- 第 177条 情報および教育

第 3 節 制裁

- 第 178条 事業者および管理職に対する制裁

第 179条 担当責任者に対する制裁

第 VIII 章 物理的作因

第 1 節 総則

- 第 180条 定義および適用分野
- 第 181条 リスク評価
- 第 182条 リスク除去または軽減のための措置
- 第 183条 特に過敏な労働者
- 第 184条 労働者への情報および教育
- 第 185条 衛生管理
- 第 186条 衛生・リスクのファイル

第 2 節 作業中の騒音ばく露リスクに対する労働者の保護

- 第 187条 適用分野
- 第 188条 定義
- 第 189条 ばく露の限界値および反応値
- 第 190条 リスク評価
- 第 191条 高度な可変性ばく露レベルにある活動の評価
- 第 192条 防止・保護対策
- 第 193条 個人防護具の使用
- 第 194条 ばく露制限対策
- 第 195条 労働者への情報および教育
- 第 196条 衛生管理
- 第 197条 適用除外
- 第 198条 音楽、リクレーション活動、コールセンターなどの分野に関する指針

第 3 節 振動ばく露リスクのある労働者の保護

- 第 199条 適用分野
- 第 200条 定義
- 第 201条 ばく露限界値および反応値
- 第 202条 リスク評価
- 第 203条 防止・保護対策
- 第 204条 衛生管理
- 第 205条 適用除外

第 4 節 電磁波ばく露リスクのある労働者の保護

- 第 206条 適用分野
- 第 207条 定義
- 第 208条 ばく露限界値および反応値
- 第 209条 ばく露の検出およびリスク評価
- 第 210条 防止・保護対策
- 第 211条 衛生管理
- 第 212条 指針

第5節 人口光線放射リスクのある労働者の保護

- 第 213条 適用分野
- 第 214条 定義
- 第 215条 ばく露限界値
- 第 216条 ばく露の検出およびリスク評価
- 第 217条 リスク除去または軽減のための規定
- 第 218条 健康管理

第6節 制裁

- 第 219条 事業者および管理職に対する制裁
- 第 220条 管轄医師に対する制裁

第IX章 危険物質

第1節 化学物質からの保護

- 第 221条 適用分野
- 第 222条 定義
- 第 223条 リスク評価
- 第 224条 リスク防止対策と一般原則
- 第 225条 保護・防止の特別対策
- 第 226条 事故発生時または緊急時の規定
- 第 227条 労働者への情報および教育
- 第 228条 禁止
- 第 229条 衛生管理
- 第 230条 衛生・リスクのファイル
- 第 231条 労働者のカウンセリングおよび参加
- 第 232条 法規の適応

第2節 発ガン性物質および変異原性物質からの保護

第1款 総則

- 第 233条 適用分野
- 第 234条 定義

第2款 事業者の義務

- 第 235条 交替および軽減
- 第 236条 リスク評価
- 第 237条 技術、組織、手順に関する対策
- 第 238条 技術的対策
- 第 239条 情報および教育
- 第 240条 予想不可能なばく露
- 第 241条 特殊な労働作業

第3款 衛生管理

- 第 242条 衛生確保および防止・保護の特別法規
- 第 243条 第1項に定められ、要請に応じて州に提出可能な、ばく露の記録および衛生記録ファイル
- 第 244条 腫瘍の記録
- 第 245条 法規の適応

第3節 アスベストばく露リスクからの保護

第1款 総則

- 第 246条 適用分野
- 第 247条 定義

第2款 事業者の義務

- 第 248条 アスベストの存在検出
- 第 249条 リスク評価
- 第 250条 通達
- 第 251条 防止・保護対策
- 第 252条 衛生対策
- 第 253条 ばく露の制御
- 第 254条 限界値
- 第 255条 特殊な労働作業
- 第 256条 アスベストの解体または除去作業
- 第 257条 労働者への情報
- 第 258条 労働者の教育
- 第 259条 衛生管理
- 第 260条 ばく露記録および衛生・リスクのファイル
- 第 261条 中皮腫

第4節 制裁

- 第 262条 事業者および管理職に対する制裁
- 第 263条 担当責任者に対する制裁
- 第 264条 管轄医師に対する制裁
- 第 265条 労働者に対する制裁

第X章 生物学的製剤へのばく露

第1節

- 第 266条 適用分野
- 第 267条 定義
- 第 268条 生物学的製剤の分類
- 第 269条 伝達
- 第 270条 認可

第2節 事業者の義務

- 第 271条 リスク評価
- 第 272条 技術、組織、手順に関する対策
- 第 273条 衛生対策
- 第 274条 病院および家畜治療施設に関する特定対策
- 第 275条 研究所および動物収容所に関する特定対策
- 第 276条 産業工程に関する特定対策
- 第 277条 緊急対策
- 第 278条 情報および教育

第3節 衛生管理

- 第 279条 防止および検査
- 第 280条 ばく露および偶発的事象の記録
- 第 281条 病気および死亡症例の記録

第4節 制裁

- 第 282条 事業者および管理職に対する制裁
- 第 283条 担当責任者に対する制裁
- 第 284条 管轄医師に対する制裁
- 第 285条 労働者に対する制裁
- 第 286条 ばく露現場における雇用禁止に関する制裁

第 XI 章 爆発性大気からの保護

第1節 総則

- 第 287条 適用分野
- 第 288条 定義

第2節 事業者の義務

- 第 289条 爆発に対する防止・保護
- 第 290条 爆発リスクの評価
- 第 291条 一般義務
- 第 292条 調整
- 第 293条 爆発性大気の形成可能性がある区域
- 第 294条 ばく露対策に関する資料文書
- 第 295条 適応の条件
- 第 296条 検証

第3節 制裁

第297条 事業者および管理職に対する制裁

第XII章 刑事および刑事訴訟に関する規定

第298条 特殊性の原則

第299条 実質的指導権の行使

第300条 2001年6月8日委任立法令第231号の改正

第301条 1994年12月19日委任立法令第758号の第20条以下に示す規定の適用可能性

第302条 逮捕刑によってのみ罰せられる違反の定義

第303条 情状酌量の事態

第XIII章 暫定および最終法規

第304条 廃止

第305条 財務条件

第306条 最終規定

2008年4月9日付け立法令第81号

「作業場での安全衛生保護に関する
2007年8月3日法律第123号第1条の実施」

2008年4月30日付け官報第101号 - 付録第108号に掲載

共和国大統領の立法令

憲法第76条、第87条及び第117条を鑑み、

職場での安全衛生保護に関する措置及び関連規定の整理と改革について政府への委託を帯びた
2007年8月3日付け法律第123号を鑑み、

労災の予防に関する規定を帯びた1955年4月27日付け共和国大統領令第547号を鑑み、

建築現場での労災の予防に関する規定を帯びた1956年1月7日付け共和国大統領令第164号を鑑
み、

職場の衛生に関する一般規定を帯びた1956年3月19日付け共和国大統領令第303号を鑑み、

1990年7月30日付け法律第212号第7条により、労働中に化学的・物理的・生物学的因子にば
く露される危険からの労働者の保護に関して、指令80/1107/EEC、82/605/EEC、83/477/EEC、
86/188/EEC及び88/642/EECの実施を帯びた1991年8月15日付け立法令第277号を鑑み、

労働中の労働者の安全衛生の改善に関する指令89/391/EEC、89/654/EEC、89/655/EEC、89/656/
EEC、90/269/EEC、90/270/EEC、90/394/EEC、90/679/EEC、93/88/EEC、95/63/EC、97/42/EC、
98/24/EC、98/38/EC、99/92/EC、2001/45/EC、2003/10/EC、2003/18/EC及び2004/40/ECの実
施を帯びた1994年9月19日付け立法令第626号を鑑み、

労働に関する制裁規則の改正を帯びた1994年12月19日立法令第758号を鑑み、

作業場の安全または衛生の標識に関する最低限の規定に関する指令92/58/EECの実施を帯びた
1996年8月14日付け立法令第493号を鑑み、

仮設または移動型の建築現場で実行すべき安全衛生に関する最低限の規定に関する指令
92/57/EECの実施を帯びた1996年8月14日付け立法令第494号を鑑み、

2000年9月29日付け法律第300号第11条により、法人、会社及び非法人であっても協会の経営
責任に関する規則を帯びた2001年6月8日立法令第231号を鑑み、